

平成 19 年 6 月 22 日

各 位

西日本シティ銀行

＝九州地銀初＝

「責任財産限定特約付きアパートローン」の取扱い開始について

西日本シティ銀行（頭取 久保田 勇夫）は、多様化するアパートローンご利用ニーズにお応えするとともに、営業力の強化を図るため、平成 19 年 6 月 25 日より九州の地銀では初めて「責任財産限定特約付きアパートローン」の取扱いを開始いたします。

本ローンは、原則として融資対象物件以外の資産への債務の遡及がないこと、および当行が回収家賃から返済金・余剰金の振分けまで行いお客様の資金管理の負担を軽減することなどにより、安心してアパート経営を行っていただくことができる新しいタイプのアパートローンです。

記

1. 本ローンの特徴

返済は原則「融資対象物件からの家賃収入」と「融資対象物件」に限定

万一、家賃収入が減少し返済が困難となった場合でも、原則として融資対象物件の売却によりローン債務に充当するのみで、お客様が所有する他の不動産や金融資産によりご返済していただく必要がなく、安心してアパート経営を行っていただくことができます。

家賃回収や返済金等の資金管理を銀行が実施

当行が指定する不動産管理会社と管理委託契約を締結していただき、不動産管理会社が家賃回収の代行及び当行お客様預金口座への入金手続きを行います。さらに、その中から当行がローン返済と余剰資金の振分けを行うため、お客様ご自身での面倒な資金管理が不要となります。

融資対象物件の収益性を重視した審査

従来の担保評価手法によるご融資とは異なり、融資対象物件の収益性（賃貸事業の採算性）を重視した審査を行いますので、収益性が高い場合には自己資金が少なくてもご利用いただきやすくなります。

2. 取扱開始日

平成 19 年 6 月 25 日 (月) 申込受付開始

3. 取扱窓口

ローン天神営業室アパートローンデスク(土・日曜日も営業) TEL:092 734 9191
(支店は、ご相談・お申込みを受けし、ローン天神営業室へ取次ぎいたします。)

アパートローンに関する専門知識を有する「ローン天神営業室アパートローンデスク」の専門スタッフが取扱いを担当いたしますので、円滑でスムーズな手続きが可能です。
また、アパート経営に関する様々なご相談等にも幅広く対応いたします。

4. 商品概要

お申込みいただける方	法人および個人の方
お申込みいただける 物件所在地	福岡市/北九州市/久留米市/その他九州および山口県・広島県の 県庁所在地
お使用みち	アパート等賃貸住宅の建築・購入資金
ご融資金額	50 万円以上 5 億円以下 (円単位)
ご融資期間	1 年以上 30 年以内 (但し、木造は 25 年以内)

以上

本件に関するお問い合わせ先
営業企画部 かわそえ 川副 TEL 092 - 476 - 2561